

申告相談

平成30年度

市・県民税申告相談

申告期限は

3月15日(木)です

市では、次のとおり市・県民税(兼国民健康保険税)の申告相談および確定申告相談を実施します。日程などをよくご確認の上、申告相談においてくださるようお願いいたします。
なお、申告関係書類(世帯調査票など)は、1月中旬に送付いたします。

>>> 申告が必要な方

平成30年1月1日現在、平川市に住所があり、次の①～④に該当する方

① 給与所得者で次に該当する方

- ・勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されない方
 - ・退職したなどで年末調整をしていない方
 - ・給与所得以外の所得がある方
 - ・社会保険料控除・扶養控除・医療費控除など各種控除を受ける方
- ※給与所得のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が市役所に提出される方は申告不要です。

② 年金所得者で次に該当する方

- ・年金所得以外の所得がある方
 - ・社会保険料控除・扶養控除・医療費控除など各種控除を受ける方
- ※各種控除がある場合でも、年金収入のみで次の要件に該当する方は申告不要です。
- ・65歳未満の方→年金収入 98万円以下
 - ・65歳以上の方→年金収入 148万円以下

③ 事業所得など(農業、営業、不動産、山林、一時、配当、譲渡など)がある方

④ 前年中に収入がなかった方で、次に該当する方

- ・国民健康保険に加入している方で保険税の軽減の適用を受ける方
 - ・児童扶養手当などの認定を受ける方、年金・福祉・公営住宅・教育関係などの申請を行う方
 - ・家族に扶養されていない方
- ※平成29年分の所得税の確定申告書を税務署に提出する方は市・県民税の申告は不要です。



>>> 申告の際に必要な物

- 申告関係書類(世帯調査票など)と印鑑(スタンプ印不可)
- 申告者本人、扶養親族および事業専従者のマイナンバーがわかる書類(写しの提示でも可)

- 給与所得、公的年金などの所得がある方は、源泉徴収票または給与支払者からの支払証明書や給与明細書
 - ※ 所得税の確定申告の場合は、源泉徴収票原本が必要です。
 - 事業所得など(農業、営業、不動産、山林、一時、配当、譲渡など)があった方は、帳簿書類など収入および支出がわかるもの
 - 雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受ける方は、その支出がわかる領収書など
 - 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など障害の程度がわかるもの
 - 生命保険料、地震保険料、社会保険料(任意継続)、国民年金保険料などの控除証明書または領収書
 - 所得税の還付申告をされる方は、申告者本人名義の口座番号がわかるもの
- ※市・県民税用申告書は、申告相談の際に作成しますが、事前に記入する方、郵送で申告する方には、申告書を送付します。必要な方は、お手数でも本庁舎税務課までご連絡ください。

申告者	必要なもの
本人	次の①、②のいずれかの書類。扶養親族、事業専従者がいる方は③も必要。 ①申告者本人の個人番号カード(顔写真付) ②申告者本人の通知カード+本人確認書類 ③扶養親族、事業専従者の個人番号カードまたは通知カード
代理人	次の①、②のいずれかと③の書類。扶養親族、事業専従者がいる方は④も必要。 ①申告者本人の個人番号カード(顔写真付) ②申告者本人の通知カード ③代理人の本人確認書類 ④扶養親族、事業専従者の個人番号カードまたは通知カード

市・県民税申告相談日程

次のとおり各地域で申告相談を実施します。地区ごとに日にちおよび時間の指定をしていますが、ご都合がつかない場合は、お住まいの地域で指定されている申告期間中の申告会場でも受付します。

3月16日(金)以降の申告期間後に作成した確定申告書は、ご本人が税務署へ郵送もしくは持参していただくこととなりますので、ご了承ください。なお、申告相談期間中は、担当職員が不在となるため、税務課窓口で申告相談を受けることができませんのでご了承ください。

【お願い】

農業や営業の収入がある方で、収入・支出の整理がされていない場合、申告に大変時間がかかることがありますので、領収書の集計や帳簿などを必ず整理してから申告においでください。

碓ヶ関地域

会場／碓ヶ関総合支所2階 第1会議室

月 日	受付時間	地区(行政区)
2/1(木)	9時～11時	下町、川向、仲町
	13時～15時	駅前、高田、山の上新
	17時～19時	碓ヶ関地域全地区
2/2(金)	9時～11時	久吉、湯ノ沢
	13時～15時	古懸
2/5(月)	9時～11時	いざよい、おかりや
	13時～15時	上一、上二、三笠

尾上地域

会場／尾上総合支所3階 委員会室

月 日	受付時間	地区(行政区)
2/6(火)	9時～11時	南田中A
	13時～15時	南田中B
2/7(水)	9時～11時	八幡崎
	13時～15時	尾上、長田
2/8(木)	9時～11時	新屋町、みなみの
	13時～15時	李平
	17時～19時	尾上地域全地区
2/9(金)	9時～11時	上猿賀
	13時～15時	西猿賀
2/13(火)	9時～11時	南田、新山
	13時～15時	蒲田、中佐渡
2/14(水)	9時～11時	金屋A
	13時～15時	金屋B
2/15(木)	9時～11時	高木A
	13時～15時	高木B
2/16(金)	9時～11時	日沼
	13時～15時	尾上地域全地区

平賀地域

会場／葛川支所

月 日	受付時間	地区(行政区)
2/19(月)	9時～11時	小国
	13時～15時	葛川、切明、温川、平六、一本木、井戸沢、大木平

会場／市役所本庁舎4階 第4会議室

月 日	受付時間	地区(行政区)
2/20(火)	8時30分～11時	新屋A
	13時～16時	新屋B
2/21(水)	8時30分～11時	平田森、南田町
	13時～16時	沖館
2/22(木)	8時30分～11時	町居A
	13時～16時	町居B
	17時～19時	平賀地域全地区
2/23(金)	8時30分～11時	平成
	13時～16時	岩館、藤野
2/26(月)	8時30分～11時	荒田、小和森
	13時～16時	本町
2/27(火)	8時30分～11時	新館、向野
	13時～16時	唐竹
	17時～19時	平賀地域全地区
2/28(水)	8時30分～11時	杉館、館山・松崎
	13時～16時	石郷、光城
3/1(木)	8時30分～11時	大坊
	13時～16時	三町会、館田
3/2(金)	8時30分～11時	尾崎A
	13時～16時	尾崎B
3/5(月)	8時30分～11時	原田、松館、西の平
	13時～16時	大光寺
3/6(火)	8時30分～11時	柏木町A
	13時～16時	柏木町B
3/7(水)	8時30分～11時	苗生松、広船
	13時～16時	向陽

上記日程の各地域の申告相談に来られない方は、こちらの会場へおいでください(混雑が予想されますので、ご了承ください)。

市内全域

3/8(木)～3/15(木) ※土・日曜日は除きます。

8時30分～16時

市役所 本庁舎4階 第4会議室

※3月8日(木)は、8時30分～19時まで相談時間を延長します。

問合せ：税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線1241・1242・1243)